

桑名市自殺対策計画及び健康づくりビジョン策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル基本方針

1 事業の目的

自殺対策基本法に基づく自殺対策計画及び健康増進法に基づく健康増進計画（以下「健康づくりビジョン」という。）の策定にあたり、住民アンケート調査の実施・集計・分析、並びに自殺対策に係る現状分析及び課題整理等を行い、計画策定の基礎資料とする必要がある。

このため、各制度に関する専門的知識や同種業務の実績を有し、自殺対策及び健康増進を取り巻く環境について深い理解を有する事業者から調査・分析に係る適切な支援を受けることにより、本市の現状や地域特性を的確に反映した基礎資料を整備し、実効性の高い自殺対策及び健康づくり施策の推進を図ることを目的とする。

2 プロポーザル方式採用理由

価格のみによる競争によらず、本市の現状や地域特性の把握具合、課題の認識とその解決に向けた提案等が優れた事業者を選定するため。

3 期待できる効果

プロポーザル方式を採用することにより、上記「1 事業の目的」を満たす事業者を選定できると考える。

4 事業スケジュール（予定）

- | | | |
|---|-------------|--------------------------|
| ① | 令和8年5月中旬～下旬 | 選定委員会の設置及び審議（プロポ採用の適格性等） |
| ② | // 5月末 | プロポーザルの実施の公表 |
| ③ | // 7月下旬 | 選定委員会の審議（契約相手先候補者の決定）、契約 |

5 審査方法

- ・選定委員会を設置し、同委員会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を評価基準に基づき審査し、最高得点者を受託候補事業者として選定する。なお、委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者のほか、各審査員の評価において採点が「1（良くない）」と判断された審査項目がある事業者は選外とする。
- ・審査は非公開とする。